



発行 東京都

目次

規 則
訓 令
告 示
東京都児童福祉審議会条例施行規則の一部を改正する規則
東京都江東治水事務所処務規程の一部改正
市街地再開発組合の事業計画の変更認可
市街地再開発組合の設立認可
東京都福祉住宅の廃止
都営住宅の廃止
都営住宅の使用料の変更
都営改良住宅の使用料の変更
東京都交通局安全衛生管理規程の一部を改正する規程
当せん金付証券の発売委託

雑 報

昭和三十八年東京都職員共済組合告示第一号（東京都職員共済組合の所属所、所属所長及び委任事務等の決定）の一部改正
当せん金付証券の発売委託

規 則

東京都児童福祉審議会条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十五年十二月二十七日
東京都知事代理 副知事 安藤立美

訓 令

東京都規則第四百四十四号
東京都児童福祉審議会条例施行規則の一部を改正する規則
東京児童福祉審議会条例施行規則（平成十二年東京都規則第百十号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第二条から第七条までを一条ずつ繰り下げる。
第一条中「東京都児童福祉審議会条例（平成十二年東京都条例第三十三号）第一条第一項に規定する東京都児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を「審議会」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（組織）
第一条 東京都児童福祉審議会条例（平成十二年東京都条例第三十三号）第一条第一項に規定する東京都児童福祉審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十五人以上で組織する。

附 則

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

訓 令

東京都訓令第二十五号

江東治水事務所
建設局
財務局
総務局
東京都江東治水事務所処務規程（昭和三十三年東京都訓令第三十八号）の一部を次のように改正する。
平成二十五年十二月二十七日
東京都知事代理 副知事 安藤立美

第二条第一項の表中「内部河川工事課」を「内部河川工事課」に改める。
第三条の表内部河川工事課の項に次のように加える。
特定施設建設課
一 東部低地帯における耐震・防水対策の推進に係る水門、こう門及び排水機場並びにこれらの附属物の調査、測量及び設計並びに工事の施行及び監督に関すること。

二 前号工事の清算に関すること。
附 則
この訓令は、平成二十六年一月一日から施行する。

東京都児童福祉審議会条例施行規則

(平成 12・3・31 規則第 110 号)

(一部改正 平成 25・12・27 規則第 144 号)

(組織)

第 1 条 東京都児童福祉審議会条例(平成 12 年東京都条例第 33 号)第 1 条第 1 項に規定する東京都児童福祉審議会(以下「審議会」という。)は、委員 35 人以内で組織する。

(委員の任期)

第 2 条 審議会の委員の任期は、2 年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長の職務)

第 3 条 審議会の委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集)

第 4 条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、総数の 4 分の 1 以上の委員が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

(定足数及び表決数)

第 5 条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(部会及び部会長)

第 6 条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、その部会の審議する事項について、専門的知識を有する委員のうちから、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

4 部会長は、その部会の事務を総理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

5 審議会は、その議決により部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

6 前条の規定は、部会に準用する。

(幹事長及び幹事)

第 7 条 審議会に幹事 6 人以内を置き、うち 1 人を幹事長とする。

2 審議会の幹事長及び幹事は、知事が任命する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）の概要

平成25年6月
内閣府地方分権改革推進室

1. 義務付け・枠付けの見直しの経緯

◇地方公共団体に対する義務付け・枠付け等については、地方分権改革推進委員会の勧告を受けて、対象となる約4千条項について順次見直しを実施しているところであるが、第3次見直しに係る事項（衆議院解散に伴い、旧第3次一括法案は廃案）及び地方からの提案を受けた第4次見直しに係る事項について、関係法律の整備を行うもの。

- ・第1次見直し－第1次一括法（平成23年4月成立）
- ・第2次見直し－第2次一括法（平成23年8月成立）
- ・第3次見直し－旧第3次一括法案（衆議院解散に伴い廃案）
- ・第4次見直し－「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」（平成25年3月閣議決定）

第3次一括法が成立
（平成25年6月7日）
74法律を一括改正

2. 主な改正内容

(1) 第3次見直し関係

通知・届出・報告、公示・公告等

- ・農用地利用規程の認定に際し公告義務を廃止
- ・宅地造成工事規制区域の指定の大臣への報告義務を廃止

職員等の資格・定数等

- ・消防長及び消防署長の資格の条例委任
- ・私立学校審議会等の委員定数の廃止
- ・児童福祉審議会、都道府県建築士審査会等の委員定数の上限の廃止

(2) 第4次見直し関係

地方からの提案等に係る事項

- ① 義務付け・枠付けの見直し
 - ・地方独立行政法人の合併手続の円滑化等
 - ・地方青少年問題協議会の委員資格要件の廃止
 - ・鳥獣保護区における特別保護地区の再指定等に係る環境大臣の協議の届出化
- ② 都道府県から基礎自治体への権限移譲
 - ・高度管理医療機器（コンタクトレンズ等）販売等の許可等の権限を、保健所設置市及び特別区に移譲
 - ・市街地再開発事業における事業認可権限等を指定都市に移譲

3. 施行期日

- ① 直ちに施行できるもの → 公布の日（平成25年6月14日）
- ② 政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日（平成25年9月14日）
- ③ 地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成26年4月1日 等